

平成30年第6回宮崎市議会（12月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	30件
報告	9件
合計	39件

2 内訳

(1) 議案（30件）

- ①「平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分（1件）
⇒ 議案第132号
- ②平成30年度補正予算案（4件） ⇒ 議案第133号～議案第136号
- ③公の施設の指定管理者の指定（17件） ⇒ 議案第137号～議案第153号
- ④条例案（8件） ⇒ 議案第154号～議案第161号

(2) 報告（9件）

- ①専決処分の報告（9件） ⇒ 報告第40号～報告第48号
 - ・ 議決事項の一部変更（2件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（7件）

3 議案の概要

議案第132号 「平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分について
【財政課（選挙管理委員会事務局）】

◇概要

宮崎市大字折生迫財産区議会議員補欠選挙に係る予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「平成30年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要」のとおり

平成30年度補正予算案（4件）

《一般会計》

議案第133号 平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第134号 平成30年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第135号 平成30年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第136号 平成30年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「平成30年度12月補正予算案概要」のとおり

議案第137号から議案第153号まで 指定管理者の指定について（17件）

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

議案第137号 宮崎市民活動センターの指定管理者の指定について【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民活動センター	特定非営利活動法人宮崎文化本舗	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第138号 宮崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市男女共同参画センター	特定非営利活動法人ドロップインセンター	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第139号 宮崎市民プラザの指定管理者の指定について

【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民プラザ	公益財団法人宮崎文化振興協会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第140号 宮崎市民文化ホール of 指定管理者の指定について 【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市民文化ホール	MSG・AVCグループ 代表構成員 学校法人宮崎総合学院 構成員 株式会社AVC放送開発	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第141号 宮崎市椿山森林公園の指定管理者の指定について

【森林水産課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市椿山森林公園	宮崎中央森林組合	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第142号 宮崎市総合体育館等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市総合体育館	公益財団法人宮崎市体育協会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
宮崎中央公園（テニスコート）		

議案第143号 宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市北部土地区画 整理事業記念体育館	宮崎ビルサービス株式会社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
宮崎市南部土地区画 整理事業記念体育館		
宮崎市緑松体育館		
宮崎市広原体育館		
ストリートスポーツ 広場		
祇園運動広場		

議案第144号 宮崎市久峰総合公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市久峰総合公園	一般財団法人みやざき公園協 会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
宮崎市佐土原武道館		

議案第145号 萩の台公園の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
萩の台公園	萩の台公園運営プロジェクト 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 構成員 特定非営利活動法人宮崎文化本舗	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第146号 阿波岐原森林公園（市民の森等）の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
阿波岐原森林公園（市民の森及び国際海浜エントランスプラザ北エントランスに限る。）	一般財団法人みやざき公園協会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第147号 阿波岐原森林公園（国際海浜エントランスプラザ南エントランス）の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
阿波岐原森林公園（国際海浜エントランスプラザ南エントランスに限る。）	MParks+PHOENIX 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 構成員 フェニックスリゾート株式会社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第148号 大淀川市民緑地等の指定管理者の指定について

【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大淀川市民緑地（野球場、ソフトボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ラグビー場、ゲートボール場及び多目的広場に限る。）	グリーンスマイルパートナーズ 代表構成員 有限会社生目緑地建設構成員 株式会社ダイニチ開発	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
出水口公園		
山内川緑地（多目的広場に限る。）		
宮崎中央公園（テニスコートを除く。）		

議案第149号 宮崎市田野物産センター等の指定管理者の指定について

【田野総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市田野物産センター	有限会社田中漬物	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
宮崎市道の駅田野総合案内施設		

議案第150号 宮崎市高岡交流プラザの指定管理者の指定について

【高岡総合支所 地域市民福祉課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市高岡交流プラザ	株式会社NPK	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第151号 宮崎市道の駅高岡の指定管理者の指定について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市道の駅高岡	アグリデザイン高岡 代表構成員 株式会社加藤えのき 構成員 有限会社グリーンハウス宮崎 構成員 株式会社石川牧場	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第152号 宮崎市内山農村研修センターの指定管理者の指定について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市内山農村研修センター	内山農村研修センター管理組合 代表構成員 下新田自治公民館 構成員 上新田自治公民館	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第153号 宮崎市きよたけ児童文化センターの指定管理者の指定について

【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市きよたけ児童文化センター	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第154号から議案第161号まで 条例案（8件）

議案第154号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

平成31年1月から6か月の間、市長の給料の減額を行うため。

◇主な内容

平成31年1月から6か月の間、市長の給料の額を10分の1減額する。

◇施行期日

平成31年1月1日

議案第155号 宮崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について 【工業政策課】

◇提案理由

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る期間の延長を行う等のため。

◇主な内容

1 趣旨に関する規定の一部改正（第1条）

地域再生法の改正に伴い、引用条文の変更及び引用している用語等の改正を行う。

2 期間の延長（第2条）

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る期間の延長を行う。

◇施行期日

公布の日（ただし、2は平成30年4月1日から適用）

議案第156号 宮崎市立学校条例の一部改正について 【教育委員会 企画総務課】

◇提案理由

浦之名小学校を廃校するため。

◇主な内容

名称及び位置を規定している第2条第1号の表から「浦之名小学校」の項を削除する。

◇施行期日

平成31年4月1日

議案第 157 号 宮崎市農業構造改善センター条例の一部改正について

【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

伊倉地区農業構造改善センター等の用途廃止を行うため。

◇主な内容

次の農業構造改善センター（4施設）を廃止する。（第2条）

名称	位置
伊倉地区農業構造改善センター	宮崎市佐土原町東上那珂 2944 番地 2
下浦上地区農業構造改善センター	宮崎市佐土原町西上那珂 4050 番地 1
上平等寺地区農業構造改善センター	宮崎市佐土原町西上那珂 1154 番地
小永野地区農業構造改善センター	宮崎市佐土原町西上那珂 1885 番地 2

（那珂地区農業構造改善センター（宮崎市佐土原町東上那珂 14503 番地）は存続）

◇施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 158 号 宮崎市営農研修施設条例の廃止について

【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

東下山地区営農研修施設等の用途廃止を行うため。

◇主な内容

営農研修施設（10施設）を廃止する。

名称	位置
東下山地区営農研修施設	宮崎市佐土原町下那珂 2943 番地 9
元村地区営農研修施設	宮崎市佐土原町下田島 13608 番地 1
二ツ立地区営農研修施設	宮崎市佐土原町下田島 15180 番地 18
平等寺地区営農研修施設	宮崎市佐土原町西上那珂 73 番地 2
船野地区営農研修施設	宮崎市佐土原町西上那珂 5749 番地 3
明神山地区営農研修施設	宮崎市佐土原町下那珂 58 番地 16
年居地区営農研修施設	宮崎市佐土原町東上那珂 6809 番地
仲間原地区営農研修施設	宮崎市佐土原町上田島 7146 番地 1
堤地区営農研修施設	宮崎市佐土原町上田島 4039 番地 1
新宮地区営農研修施設	宮崎市佐土原町東上那珂 5699 番地 1

◇施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

◇提案理由

川口梁瀬集落センター等の用途廃止を行うため。

◇主な内容

集落センター（7施設）を廃止する。

名称	位置
川口梁瀬集落センター	宮崎市高岡町浦之名 4436 番地 1
深水集落センター	宮崎市高岡町浦之名 1404 番地イ
田之平集落センター	宮崎市高岡町浦之名 296 番地 15
瀬越集落センター	宮崎市高岡町紙屋 95 番地 1
小田元集落センター	宮崎市高岡町浦之名 4907 番地 22
片前集落センター	宮崎市高岡町浦之名 4645 番地 3
去川集落センター	宮崎市高岡町内山 3256 番地口

◇施行期日

平成31年4月1日

◇提案理由

道路占用料の額の改定等を行うため。

◇主な内容

1 占用料の算定（第3条）

宮崎県に準拠し、占用面積等の端数処理方法を精緻化し、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算する。

2 占用料の改定

別表中の占用料の額を、宮崎県の改定単価に準拠し変更する。

占用物件		占用料			
		単位	金額（円）		
			改正後	現行	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第3種電柱	1本につき1年	1,500	1,400	
	第1種電話柱	年	630	620	
	その他の柱類		63	62	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	380	370	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		530	520	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	38	37	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		380	370	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		880	900	
	地下に設ける通路		530	540	
その他のもの		1,300	1,200		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令	アーチ	その他のもの	1基につき1月	880	900

」という。) 第7条第1号に掲げる物件					
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	130	120	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	

※Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

◇施行期日

平成31年4月1日

議案第161号 田野都市計画事業南原土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【区画整理課】

◇制定理由

町の区域及び名称の設定に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

田野都市計画事業南原土地区画整理事業の換地処分に伴い、田野町域の町名地番が変更になったため、次に掲げる条例の改正を行う。

条例名	改正箇所	改正後	現行
宮崎市地域自治区の設置等に関する条例	田野地域自治区の区域	田野町あけぼの4丁目 田野町南原1丁目 田野町南原2丁目 田野町南原3丁目	田野町あけぼの4丁目
宮崎市病院事業の設置等に関する条例	宮崎市立田野病院の位置	田野町南原1丁目6番地2	田野町乙7696番地
	宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の位置	田野町南原1丁目6番地2	田野町乙7691番地3
宮崎市田野物産センター条例	宮崎市田野物産センターの位置	田野町南原2丁目21番地8	田野町甲3157番地2

◇施行期日

公布の日

4 報告の概要

報告第40号～報告第48号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第40号 専決処分の報告について

【契約課(地域コミュニティ課)】

◇概要

平成29年12月定例会で議決された工事請負契約（平成30年9月定例会で議決事項の一部変更あり）において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 385,147,233円」を
「3 契約の金額 386,804,008円」に変更する。
(1,656,775円の増額)

◇変更理由

・鉄骨建て方に係る作業クレーンの規格の変更について

当初設計では、計画建物の規模に対して標準的に使用されるクレーン（25t）を南北両面に設置して、多目的ホール屋根の鉄骨建て方作業を2面から行うこととしていた。

しかし、着工後に他の関連工事との兼ね合いや敷地形状の制約により、計画建物の南面に予定していた鉄骨資材置き場からの鉄骨建て方作業が困難であることが判明した。

これにより、鉄骨建て方作業が建物北の低い位置からの1面に限定され、作業半径の大きいクレーン（50t、70t、130t）を使う必要が生じたため。

※（参考）議決及び報告内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成29年12月定例会 議案第147号）

- 1 工事名 (仮称) 清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 384,318,000円
- 4 契約の相手方 マスジュウ・大成住宅・昭和特定建設工事共同企業体

議決事項一部変更：1回目（平成30年9月定例会 報告第37号）

「3 契約の金額 384,318,000円」を
「3 契約の金額 385,147,233円」に変更する。
(829,233円の増額)

◇概要

平成29年12月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 194,238,000円」を
- 「3 契約の金額 194,780,060円」に変更する。
- (542,060円の増額)

◇変更理由

・メンテナンス用地下ピットの設置に伴う変更について

当初設計では、排水管や給水管等の配管については、1階スラブ下及び共用廊下の下に土中埋設とする設計としていた。

しかし、埋設管の距離が長く、維持管理が容易に行えない状況が確認できたことから、特に維持管理が困難である共用廊下部の外部階段前に地下ピットを設置し、維持管理がしやすい構造に変更する必要が生じたため。

・雨水樹の先行設置に伴う変更について

当初計画では、雨水樹の設置を含む外構工事については、別途発注により施工する予定としていた。

しかし、一部の雨水樹(3箇所)については、隣接するスロープとの間隔が狭く、スロープ施工後の設置は困難であることから、外構工事に先行して本工事内での設置に変更する必要が生じたため。

※(参考)議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結(平成29年12月定例会 議案第148号)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 工事名 | 宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 194,238,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岩切・成松特定建設工事共同企業体 |

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第42号～報告第48号 専決処分の報告について

【報告第42号】	【商業労政課】
《事故の概要》 市の軽自動車と相手方の運転する小型自動車が衝突し、相手方の人身傷害が生じた。	
《事故発生日》 平成30年1月25日	
《事故の場所》 宮崎市松橋1丁目7番27号先道路上	
《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 1,106,537円（市が相手方に対して） （市は、当該賠償額から既に相手方の治療費として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われた災害共済金370,229円を控除した額金736,308円を相手方に支払う。）	
【報告第43号】	【商業労政課】
《事故の概要》 市の軽自動車と借受人の運転する相手方の小型自動車が衝突し、双方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成30年1月25日	
《事故の場所》 宮崎市松橋1丁目7番27号先道路上	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 99,477円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市60%、相手方40%	
【報告第44号】	【道路維持課】
《事故の概要》 市の軽自動車が相手方の所有するブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が破損した。	
《事故発生日》 平成30年8月8日	
《事故の場所》 宮崎市希望ヶ丘2丁目	
《損害賠償額》 損害に係る賠償 32,400円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
【報告第45号】	【道路維持課】
《事故の概要》 借受人の運転する相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成30年6月25日	
《事故の場所》 宮崎市大字大瀬町4280番地1先道路上	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 6,621円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市50%、相手方50%	

【報告第46号】**【佐土原総合支所 農林建設課】**

《事故の概要》 相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成30年6月29日

《事故の場所》 宮崎市佐土原町下那珂8番地1先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 9,018円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市50%、相手方50%

【報告第47号】**【市街地整備課】**

《事実の概要》 相手方の所有する土地について、市の誤った測量結果に基づき地積が登記されたことにより、当該土地に係る平成20年度分から平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税を過大に賦課徴収したことから、相手方に過納付金相当額の損害が生じた。

《損害賠償額》 損害に係る賠償 204,832円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

【報告第48号】**【教育委員会 学校教育課】**

《事故の概要》 水泳の授業中に相手方が潜水したところ、勢い余ってプールの底に顔を打ち付け、相手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 平成27年6月8日

《事故の場所》 宮崎市月見ヶ丘1丁目25番1号 市立赤江中学校プール内

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 153,779円（市が相手方に対して）
（市は、相手方に当該賠償額から相手方が既に独立行政法人日本スポーツ振興センターから受領した災害共済給付の給付金22,940円を控除した額金130,839円を支払う。）

《過失の割合》 市80%、相手方20%